

法改正等に伴う対応について

☞ 法律等の改正に伴い、規定整備等の対応を行う。

部局	事案名	概要	議会対応
子ども施策推進室	基準府令の一部改正に伴う 関連条例の規定整備について	<p>▶ 内容 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）が令和7年10月1日から施行され、引用する条項の項ずれにつき規定整備がなされた。 これに伴い、条例の規定整備を行う。</p> <p>▶ 改正をする条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年10月中央区条例第21号） ・ 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月中央区条例第24号） ・ 中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月中央区条例第23号） ・ 中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年10月中央区条例第43号） <p>▶ 施行予定日 公布の日</p>	<p>委員会報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健 ・ 子ども子育て・高齢者対策
子ども施策推進室	家庭的保育事業等における 利用乳幼児の健康診断の省 略について	<p>▶ 内容 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行に伴い、一定の場合には、家庭的保育事業等における利用乳幼児の健康診断を省略できることとする。</p> <p>▶ 改正をする条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月中央区条例第24号） <p>▶ 施行予定日 公布の日</p>	<p>委員会報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健 ・ 子ども子育て・高齢者対策

【プレス発表】なし

【議会対応】議会対応欄のとおり